

# 経済建設委員会会議録

○日 時 平成26年2月12日(水) 午前11時00分

○場 所 第一委員会室

## ○審査事項

平成25年12月議案第11号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

## ○出席委員・議員

委員長	青木 博文 君	副委員長	西條 富雄 君
委員	金子 勝寿 君	委員	牧野 直樹 君
委員	永井 泰仁 君	委員	中村 努 君
委員	丸山 寿子 君		
議長	五味 東条 君		

## ○欠席委員

なし

---

## ○説明のため出席した理事者・職員

副市長	米窪 健一郎 君	建設事業部長	藤森 茂樹 君
建設課長	百瀬 孝仁 君	維持係長	青木 尚武 君
総務管理係長	原 康博 君		

---

## ○議会事務局職員

議会事務局長	宮本 京子 君	議事調査係長	上村 英文 君
--------	---------	--------	---------

---

午前10時56分 開会

○委員長 それでは、ちょっと定刻早いんですが、ただいまから経済建設委員会を開会いたしたいと思います。  
本日の委員会は、委員全員が出席しております。よろしくお願いたします。この際申し上げます。本日の発言はですね、委員、説明する職員は全てマイクを使用していただきたいと思ひます。それでは、初めに理事者から御挨拶があればお願いたします。

---

## 理事者挨拶

○副市長 大変御苦労さまでございます。大雪の中、委員会を開催をしていただきましてありがとうございます。  
12月に御提案を申し上げました小坂田公園のマレットゴルフ場の使用料改定につきまして、閉会中の審査をお願いをするわけでございます。12月にも御説明を申し上げましたけれども、この件につきましては、新しくマレットゴルフ場を造成をしたわけでございます。その経過等、御説明を申し上げてまいりました。よろしく御審

査をお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 平成25年12月議案第11号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、12月定例会で継続審査となりました平成25年12月議案第11号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例についてお集まりをいただきましたので、まず12月定例会が閉会になってから2カ月を経過しております。各委員の皆さんのそれぞれの検討内容について御発言をいただきたいと思います。その後、行政側から補足説明があればしていただいて、質疑応答し、議論を深めながら、3月議会では結論を出すという方向で進めてまいりたいと思います。そんな順序で行っていきますのでお願いをいたします。

それでは、まず12月定例会閉会以降の各委員の検討内容について委員の皆さんから、それぞれの意見を簡潔に発表していただきたいと思います。丸山委員、いかがですか。

○**丸山寿子委員** 私は前回の議案に対しては賛成だったので、継続審査ということを考えていなかったのも、そのまま行政の出されたものについてのみ考えておりましたので、以上です。

○**委員長** ありがとうございます。中村委員、いかがですか。

○**中村努委員** 私も、特に継続する必要がないという考えでおりましたので、原案どおりで、こんなこと言っているのかな、特にありません。

○**委員長** ありがとうございます。金子委員、いかがですか。

○**金子勝寿委員** そもそも委員会で継続するという結論を出した以上、きょう、やる意味が。これまで何か委員会として調査したわけじゃないですし、継続しないでいいといった意見がある中で委員長が決めたわけですから、委員会として何らかのね、市民の声を聞くという調査なり材料がない中で、そもそもやるがよくわからない。個人個人で委員で調査しろっていうことではなくて、委員会として調査権があるんだから、それによって調査した結果、本委員会を開催するのかどうか。各委員で検討した結果という、まず委員長が聞かれる前に本委員会、なぜこの時点で開くのか、それを先に話していただいたほうが、わかりやすい審議ができるのかなと思います。

○**委員長** 前回のですね、12月では、ちょっと時間も足りなかったし、いろいろな意見も出ましたんで、私の判断でですね、委員長権限で、きょう、この委員会を開催したわけでありまして、議員間のですね、多少自由な討議も入れてやったらどうかということで判断したということで、その辺の意図するところはそんなところありますので御理解をいただいてですね、これも条例案件の一部でありまして、どれが大事、どれがいけないっていうわけじゃなくて、これも継続審議になった議案の1つでありますので、その辺も御理解をいただいて、きょう議論をさらに深めていただいて、3月に結論を出すような方向でですね、お願いをしたいということで開催したところでございます。

○**金子勝寿委員** 時間がないっていうのはね、本来、議案を出されて議会中で審議をするということが必要なだけで、何に対して時間がなかったか、ちょっと私にはわかりませんが、もうちょっと何て言うんですかね、委員会として継続になったこと、それは多数決で結果でいいと思うんですが、何らかの委員会として調査をするなり、もしくは各委員に対してこういうことについて調べていただくなりを言っていただいた後、検討するのは結構ですが、きょう、ただ来て集まってやるというのであれば、それは何かあんまり、少々いたずらに単にね、継続を延ばしただけになるってしまうのかなと。そういう意味では、ちょっと委員長にこの辺については御意見をした

いと、審議上の進め方に関してはきちんと意味ある会議を開いていただきたいというふうに思います。

○委員長 次に永井委員、いかがでしょうか。

○永井泰仁委員 前は時間的にも、提案されてからですね、いろいろな意見を聞いてる時間もなかったので、この間、私なりに若い人と高齢者と両方の意見を聞いてみました。まず最初に、マレットのやってる関係者についてはですね、塩尻市が今まで18ホールが、今度は正式に36ホールで完成したということで、それで近隣のいわゆる市町村のこの愛好者も来たので、利用者が当初予定よりもふえたのではないかと、そういう声も出ました。それから、あと高齢者の声はですね、年金生活にも入っておって生活に余裕がないけれども、これは健康体力づくりに結果としてつながると、実際に利用する人も大体65歳から75歳が主流だということで、その辺のところも配慮すべきかということもございました。それから一方、若い人の声はですね、そうは言っても、今、人口形態が若い人が少なくて高齢者つきりになると。しかもマレットということで、ある意味でいけば健康体力づくりとは言いながら、趣味の領域でそれぞれやってるんで、若い人の将来負担をふやすようなことはやめてほしいと。こういう両方の意見が、私の聞いたところでは出てきましたんで、皆さんの御意見を聞いて、原案どおりでいくかどうか最終的に判断をしたいと、こういうふうに思っております。

○委員長 ありがとうございます。牧野委員、いかがですか。

○牧野直樹委員 私は値上げということで、250円からもうちょっと上へ上げたいということをやったんですけど、やはり使うのに対して、当然、利用する人がお金を払ってやるってことは当然のことで、これは、例えば60歳以上、年金生活者がやっても、やはり自分たちの趣味でやるものであって、それにはお金を払うというのは当然だと思います。今まで以上な施設になったわけで、それには市のお金も大分使ってきれいに整備をしたということで、これは値上げするのが当然だと思っておりますので。継続審査したのが、例えば上げちゃいけないので継続審査っていう話と、たまたま私は上げなきゃいけないっていうことで、それと合致して4対3になっちゃったんだけど、原案どおりでよければ私もそれでよかったんだけど、何か皆さんに誤解されてるようございまして、私は値上げするのに別に問題はないなということです。

それと、先ほど金子委員が言ったように、委員長、きょうのこの趣旨がよくわかんない。委員長の意見が例えばどういう意見であって、みんなに意見を聞きたいんで集まれとか、そういうふうに言ってもらえばね、やる価値もあると思うんだけど、別に、ただ意見を聞いて、これは後で、3月でどうするだい。おれは、きょうインフルエンザで皆さんうつっちゃいけないと思って無理して来てるんだけど、そこら辺がよくわかんない。そこらははっきりしてもらわなきゃ、委員長。

○委員長 いずれにしても、冒頭に私、申しあげましたように、きょうは短時間で理解を深めていただいて、3月の議会では結論を出すという方向で御理解をいただきたいということでございます。その委員会の意思疎通の問題は、ちょっと不足した問題についてはですね、これは考えなきゃいけないと思いますが、きょうの委員会についてはですね、前回で足りなかったところを補足できるところは補足していただいて、より深める中で3月の冒頭には結論を出したいということで、きょう、急遽、開催したということで御理解をいただきたいと、こう思ってます。中村委員。

○中村努委員 今回は正式な委員会ということですから、当然、閉会中の審査ということで本会議で認められていますので、委員会を開いたからには、何らかの結論はきょう出しておかないといけないと思います。結論が出

ないのであれば、再び継続ということになるだろうと思いますけれども、委員会を開いた以上は、会期はきょうですかね、きょう中には結論を出すべき問題だと思ってます。

○委員長 ちょっと今、意見を先に聞きたいと思しますので、それは皆さんの判断でですね、きょう採決ということになれば、それは構わないことだと私は思ってますし、その辺を除きまして、西條副委員長のお考えはいかがでしょう。

○副委員長 私は12月、継続を申し上げたんですが、それはマレットゴルフ愛好会の一部の方からぜひ値上げしないでくれという話だったんですが、その後、私もほかの方とお話している中で、平日は無料、そして8月から11月の収入を見ますと、ごめんなさい、その来場者を見ますと73%の方が無料だったということで、平日減免している中で週末においては私は当然支払うべきだと思っておりますし、それから1,700万円の工事費についても、その足しにはかなり年月かかっちゃいますが、ほかの愛好会の皆さんと話す中で、値上げやむなしという方向に私は意見を変えてまいりました。きょう賛成のほうに参加します。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、この件はこのくらいでよろしいでしょうかね。

〔「異議あり」の声あり〕

○永井泰仁委員 先ほど中村副議長が言ったようにね、協議会と委員会っていうのは、もう重みが違って、委員会を開くからにゃ、委員会の1つの方向性っていうものを出して本会議で委員長報告なり何なりでね、していく方向性だもんですから、このくらいでって言って個人の、きょう、意見それぞれ出ましたけれども、このままで閉じちゃうっていうかね、ほかのほうへいくっていうとなると、きょう、協議会ならいいけども、今、私も事務局長に確認したら委員会だっていうもんで、委員会ならね、結論をきょうここできちっとね、一定程度出して、それから理事者側のまた、再度また提案理由も聞いたりしてここで結論を出さないと、協議会も委員会も同じだってことになると、ちょっと塩尻のね、議会は何だって言われるんで、結論はこれ、方向性出すべきだと思いますがどうでしょうか。ほかの委員さんに聞いてみてください。

○委員長 その件についてどうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それじゃ、きょう結論を出すということで進めてまいりたいと思います。

それでは、次の行政側からですね、補足の説明がありましたら。ありますか。

○建設課長 資料を用意してきましたので、配付をしてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい。配付してください。

それでは、説明をお願いします。

○建設課長 それでは、資料の小坂田マレットゴルフ場の利用改定ということで見ていただきたいと思います。改めてここで料金設定の根拠につきまして計算させていただきました。マレットゴルフ場運営に関するコストということで、施設の維持・運営費ということで459万円余ということでございます。この内容につきましては、物件費ということで公園管理委託料228万3,000円余、これはシルバーへの委託料でございます。

○委員長 座ってやってください。

○建設課長 はい。電気料、これは管理棟の電気料。その下、上下水道料金、これも管理棟の関係でございます。

あと事務諸経費ということで、消耗品余で43万5,000円余、印刷製本等でございます。その下の(イ)ということで人件費、これは職員の給与でございます。正規の職員が、平均給与が707万円余でございます、それを、公園内を4施設を案分いたしますと、今回の小坂田公園マレットゴルフ場につきましては、176万5,000円になります。その下の施設建設費54万2,997円でございます。この内容につきましては、36ホールへのリニューアルということで、コースの設計委託料199万5,000円、造成工事1,575万円かかっております。これのコースの耐用年数ということで、減価償却資産の耐用年数に関する省令によりますと、30年ということで定められております。それを30で割りますと、54万2,997円となります。合計アとイを足しまして513万3,240円のコストがかかっているということになります。

それからですが、いよいよその使用料の単価の設定でございます。マレットゴルフ場の利用者の負担割合の考え方でございます。マレットゴルフ場は、市が公益的な目的から提供するサービスという面と、利用者個人にサービスの効果・利益がとどまる面もあることから、マレットゴルフ場の運営に関するコストは、利用者と税とでそれぞれ50%ということで折半をさせていただくことにしました。513万3,240円を50%ということで、256万6,620円が市が負担するべきものでございます。これにつきましてマレットゴルフ場の利用人数でございますが、25年度の利用人数が25年8月1日から11月までの間で5,544人御来場になりました。これを、フルシーズン行いますと約1万人、それを1人当たりの単価で割り返しますと256.6円ということになり、今回の改定料金が大人料金250円ということで単価設定を行うものでございます。

その裏のページをお開きください。裏面でございますが、そこには小坂田公園の管理及びマレットゴルフ場の利用状況ということで、管理体制、その下、小坂田公園マレットゴルフ場の利用状況等をそれぞれ掲げさせていただいております。

続きまして、別添の県内のマレットゴルフ場の主要な施設を使用料等について調査をさせていただきました。1ページをお開きいただきまして、2ページ、3ページ目が中信地区のマレットゴルフ場の料金等を計上させてございます。うちの小坂田公園マレットゴルフ場につきましては、65歳以上は減免ということが1つ特出されていると思われま。単価については、それぞれ本当に県内さまざまな単価になっております。以上、簡単ではございますが、御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま行政側より補足説明を受けましたので、平成25年12月議案第11号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたしたいと思っております。委員より質問、御意見ありませんか。

○中村努委員 この使用料改定についてですけど、今、初めて見させていただいたんですが、この単価設定で利用者との50%負担というのは、ほかにもいろんな使用料、いろんな施設であると思うんですが、大体みんな、そんな考え方の設定になっているかどうかお願いします。

○建設課長 平成25年度でございますが、今回、使用料・手数料の見直しということで庁内全部調査をさせていただきまして、その中で使用料・手数料等の見直し方針の中で、そのような負担割合ということで決めさせていただいております。

○建設事業部長 ちょっと補足させていただきます。庁内全体です、使用料・手数料等の見直しということで3年ごとに見直しをしております。これは、財政方面のほうでやっていることでございますけれども、そのとき

に行政サービスの利用者の負担に関する基準というのを内部でございますが設けております。その中では公益性の高いものから、いわゆる全額税で負担しているものから全額利用者負担のものまで5段階に分けて、全て設定をしてきております。例えば消防とか救急とか義務教育とか、そういうものについては100%税負担ですと、それから、一番全額利用者負担というものについては、観光施設など市民以外の方が利用するものなんかについては、全額利用者負担ですということでございます。今回のものは、社会教育や体育施設や保育事業なので、市が公益的な目的から提供するサービスであって市民や社会全体にサービスの効果や利益が及ぶ半面ですね、利用者が限定されるものや、利用者個人にサービスの効果・利益がとどまる部分も多く、公益と私益の両方の性格をあわせ持つため、利用者と税で負担を分け合うべきものということで、利用者と税で負担を折半するという、いわゆる内部でのそういう一覧表がございまして、その中でこのマレットゴルフ場については50%の負担、それぞれがするということについて該当する施設であるということから、それを適用しているということでございます。市のあらゆる料金設定をするものについて、そういうような取り決めをしているものでございます。

○中村努委員 この施設が入るカテゴリーですね、その負担割合ってというのが50%で統一されているということではないですか。

○建設事業部長 そういうことでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。ありませんか。

○金子勝寿委員 ちょっと副市長にお聞きしたいんですが、2のいわゆる利用状況の中で、有料と減免とあってですね、ちょっと、ここは私の一般的な解釈で個人的解釈ですが、いわゆる施設のメインの人数からは有料のほうが多くて、減免のほうが割合的には少ないというのが一般的なかと思うんですけど、これ、数字見ると減免の方のほうが多いという状況に関してですね、何を言いたいかということ、今後、少し減免のあり方について検討するような考えはないか、受益者負担という視点からちょっと答弁をお願いします。

○副市長 実は、65歳以上の方々、平日についてですね、特に体育施設を中心にして、ぜひ元気でですね、体力をつけて健康で過ごしていただきたいと、こういう理由からですね、数年前から、もう10年ぐらいになりますかね、ちょっと手元にないものですから確かなこと申し上げられませんが、減免規定を設けてございます。県下では非常に珍しい減免のあり方でございますが、私どもの考え方といたしましては、今申し上げましたとおり非常に高齢化が進んでくる中でですね、高齢者の健康を保って医療費の削減、あるいは介護にならないよというような施策の一環としてやってまいりました。しかしながら、現実問題といたしまして、ほかの体育施設もあわせてですね、高齢者の方々の使う割合が、この施設に限らず非常に多くなってまいりましたので、それをですね、今後続けていくべきかどうか、今庁内で実は議論をさせていただいてございます。そういう意味では、基本的な考え方は、今、藤森部長のほうから申し上げた利用料の設定の基本的な考え方がございますけれども、あわせてこの減免についてもですね、対応を検討をしていくという態勢に入っておりますので、そんな回答でよろしゅうございますでしょうか。そんな検討でございます。

○金子勝寿委員 検討途中ということで、検討お聞きしたいんですが、1つ考え方として、公な料金を課す場合に、サービスをできるだけね、いわゆる制限をするといった意味合いもあります。要するに無料になればたくさん来ますので、そういった理由づけもつけながらですね、今後、高齢化社会になってきますので、65歳まだね、結構元気ですので、もうちょっと上げていただくような、70歳ぐらいまでからにしてもらってもいいのかなと、

その辺段階的に要検討お願いしながら、ちょっとこの件とは若干離れますが以上です。

○委員長 要望ということですね。

○金子勝寿委員 要望でいいです。

○委員長 ほかにありますか。

○永井泰仁委員 65歳以上は平日は無料ということでございますが、この減免の対象にそのほかのはですね、どんなケースを減免の対象にしているかお伺いします。

○建設課長 担当係長が御説明します。

○総務管理係長 総務管理係の原と申します。御質問になりました減免の他の規定の関係でございますけれども、体育施設条例等の関係で大きくですね、5つの項目がございます、まず市の主催、あるいは市の教育委員会等が主催、あるいは誘致をするようなものにつきまして減免がされております。これも一応10分の10の減免になります。

○副市長 今の、答えで。

○永井泰仁委員 今回のマレットにね、係るので、結構今ほら、減免がかなり多いということですね、ちょっとほかの競技とは一緒なのかなという気がするものですから、具体的にどういうものをですね、減免の対象にしてるか、まずそれを。

○建設課長 マレットに限ってでよろしいですか。

○永井泰仁委員 うん。マレットでいいです、この場合は。

○総務管理係長 一応、マレットに限ってということでございますので、同じようにこの施設、一定の減免要項に基づいてやらせていただいておりますが、市主催等のもの、あるいは市内のですね、体育協会主催等の大会等ですね、こういったものについても減免をさせていただいております。あと、そのほかですが、市内の学校等が、マレット自体にはあまり想定はされませんが、そういった学校等でやるような場合につきましても減免の規定を設けているところでございます。そのほかは、障害をお持ちの方等が開催をする場合ですね、療育手帳等、あるいは精神の障害等の規定によって、手帳の交付を受けてる方につきましても同じように減免をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○永井泰仁委員 減免にすることは結構ですが、この辺がね、ちょっと申請の出し方によってうまく減免の対象になってるという話も、誰がということは申し上げませんが、あると。要するにね、大会って名をつけるとか、あるいは体育協会っていうような申請にすると減免の対象になるというようなことで、ある程度の人数がやる場合には、そういうような冠をつけて申請すれば無料でできるっていうようなこともちらほらやってるものですか、その辺のところね、きちっと申請のときに無料の対象にするのか、正式な大会とかそういうのは当然これは結構ですけども、普段のね、あれは体育課のほうとまた連携取ってもらって、きちっとして、本来から言うと、さっき金子委員も指摘してるけど、まごまごしてりゃ使用料よりも減免したほうが結論的には多いっていうのは制度的に果たして本当はどうかという、ちょっと疑問も残るものですから。その辺のね、申請のときの減免の対象にするのも、ひとつきちっと厳格にやることは、また基準でね、きちっとやってほしいなと思います。これは要望でいいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。ありませんか。よろしいですね。

ないので、討論を行います。ありませんか。

○永井泰仁委員 これまでの経過でいきますと、継続審査ということになりましたけれども、いわゆる高齢者の主張する健康体力づくり、それということの意味合いも兼ねて、個人と公共の税で50%負担という前提であります。そういった中で、できるだけ高齢者が若者の将来負担をですね、ふやさないという、そういう見地から提案された原案で、私は賛成はやむを得ないかというふうに変えていきたいと、こういうふうに思っております。それから、いつまでもこれも長引いておりますと、決められない議会ということで議員に対する風当たりも強くなるということで、そんなことで原案に対して賛成をしていきたいと思っております。

○委員長 ほかにはありますか。ありませんか。

ないので、採決を行います。議案第11号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決するものと決しました。ありがとうございました。

以上をもちまして、経済建設委員会。何かありますか。

○建設課長 ちょっと、その他で。済みません、またその他でやろうと思っております。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 12月に継続審査をということで、本日大変お忙しい中、委員会を開催をいただきまして、原案どおりお認めいただきまして大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

○委員長 それじゃ、一旦閉じたいと思いますが、私、今、言った中でですね、ちょっと正式名称で言わせてもらいますので。平成25年12月議案第11号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、原案どおり全員一致をもって可決すべきものと決しましたということにさせていただきます。申しわけございません。

それでは、これをもって経済建設委員会を閉会といたします。大変、御苦労さまでございました。

午前11時31分 閉会

平成26年2月12日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 青木 博文 印